

令和 7 年 度

広島大学光り輝き入試 総合型選抜
法 学 部 法 学 科

問 題 【小論文】

令和 6 年 1 1 月 1 6 日 (土)

自 9 時 3 0 分
至 1 1 時 0 0 分

答案作成上の注意

1. この問題冊子 (表紙を含め 8 枚) には小論文の問題があります。
2. 解答用紙は 3 枚, 下書き用紙は 1 枚です。
3. 解答はすべて指定された解答用紙に横書きで記入してください。
4. 受験番号は, 解答用紙の所定の箇所に必ず記入してください。
5. 問題冊子, 下書き用紙は, 試験時間が終了するまで持ち出すことはできません。ただし, 試験時間終了後は持ち帰って構いません。
6. 解答用紙は, 持ち出してはいけません。

以下の文章を読んで、あとの問に答えなさい。

少数者と人格承認

先進資本主義諸国では進展していた福祉国家化は、日本では遅れていた。世界的にみれば、1970年代以降、福祉多元主義の議論が展開し始めた。福祉国家のあり方が見直され、福祉の担い手としての非公的セクターに注目が集まるようになった。日本政府が「福祉元年」と呼んだのは1973年。取り組みは、いわば周回遅れの状況となっていた。

他方でこの時期には、少数者の人格承認をめぐる新たな展開が世界にはみられた。そのきっかけとなったのが、国連を中心とした国際的な人権確立に向けての動きである。国連総会での採択をふまえ、1969年に人種差別撤廃条約、1976年に国際人権規約(社会権規約、自由権規約、自由権規約についての選択議定書)が発効した。1979年には女性差別撤廃条約が採択され、1981年に発効した。1971年に知的障害者の権利宣言、1975年に障害者の権利宣言が採択され、1976年には、1981年を国際障害者年と定めた。

これらの国際的な動向に対する日本政府の取り組みは、積極的とはいえなかった。国際人権規約に日本が批准(ただし、選択議定書は批准せず)したのは1979年、女性差別撤廃条約は1985年、人種差別撤廃条約にいたっては国会で承認されたのは1995年のことであった。国際障害者年に関して、同年における政府の取り組みは記念事業や啓発活動が中心であった。ただし、国際障害者年のテーマであった「完全参加と平等」は、その後の政府の政策に対し徐々に影響を及ぼしていった。

これらの国際的動向を受けて活発になったのは、女性や被差別部落の人びと、在日コリアンや障害者などの、少数者による諸運動であった。少数者による種々の要求が、裁判を通して、あるいは政府・自治体への働きかけを通して、制度的に結実するようになった。以下、その具体例をいくつか取り上げよう。

1970年には、在日コリアン二世であった朴鐘碩^{パク・ジョンソク}が、在日コリアンであることを理由に一方的に採用を取り消されたことを違法として、日立製作所を相手取って訴訟を起こし、1974年に原告全面勝訴の判決を得た。裁判闘争は、地域における民族差別撤廃の動きにつながった。在日大韓基督教会川崎教会の牧師であり「朴君を囲む会」^{イ・インハ} 发起人となった李仁夏^{イ・インハ}らは、川崎市に対して在日コリアンに対する社会福祉政策の適用と「差別行政」の撤廃を訴えた。これらの運動を受けて、川崎市では、1970年代から在日外国人への国民健康保険などの社会福祉制度の適用を行った。国が、国民年金法などの国籍条項を外したのは、難民条約批准後の1982年1月であった。しかし、外国人登録法に基づく指紋押捺^{なつ}制度は残り続け、同法による指紋押捺制度が廃止されたのは2000年であった。

1980年代には、のちに当事者運動と呼ばれる新たな形で的人格承認への動きも胎動する。重度障害者の運動では、国際障害者年を機会に自立生活運動が紹介され、1986年、日本で初めてとなる自立生活センターが八王子市に開設された。障害者が当事者として、福祉サービスの受け手としてだけでなく担い手にもなって、自らのニーズを自ら表現することを通じて社会変革を目指したのである。ニーズを同じくする人同士で団体を作り、自ら福祉サービスの担い手になるということは、「人間として」「人間らしく」という価値を求める運動とは大きく異なる。特定のニーズに即して深まりのある価値を共有

するものであった。このような考え方は、「当事者主権」として、1990年代以後の日本社会に継承されていった。

家族を媒介とした認定

他方で、⁽¹⁾性別役割分業の枠組みに基づく家族を受け皿とした国による人びとの認定は、むしろ強化された。1980年代は、「日本型福祉社会」として、企業で働く夫が家族を養い、妻が家事を担う性別役割分業が政策的に強化された時代であった。1985年の年金改革により基礎年金が創設され、妻名義の年金が設定された。専業主婦の年金制度が整備されたことには意義があったが、支給水準は低かった。そこで選ばれたのが、基礎年金制度の導入に伴って創設された「第3号被保険者」であった。サラリーマンの妻の年収が一定以下の場合、「第3号被保険者」になれば、基礎年金保険料は徴収されない。妻は家事専業かパートで年収を抑え、夫の扶養家族になる方向にインセンティブが働いた。1987年の税制改正においては、所得税において配偶者特別控除の制度が創設された。

本格的な高齢社会化が進む過程で、高齢者福祉においても、家族に役割分担が求められた。1980年代、政府は家族の機能が弱まったことを認識し、「自立した個人」を基礎とする社会を展望し始めた。一方で政府は、この時期「臨調・行革」路線のもと、財政支出の抑制方針をとり、家族は「相互扶助の精神」を担うものと位置づけられた。すなわち、高齢者の家族が扶養・介護に労力を提供し、それだけでは高齢当事者のニーズが充足されない場合に、社会的援助が行われる仕組みづくりがなされた。性別役割分業の浸透に鑑みて、妻や女性が老親の介護を担うことが期待されたのである。

このように政府は、年金や高齢者福祉において個人を意識し始めたものの、実際には、家族を受け皿とした政策が実施された。女性が男性同様の承認を社会から得たくても、性別役割分業を前提とした諸制度が立ちはだかっていた。

「個性」が問われる時代

しかし、性別役割分業を前提とした政策にも、確実に変化は生じていた。その一つの重要な契機となったのは、やはり国際的な動向である。女性差別撤廃条約は教育にも影響を与えた。高等学校の「家庭一般」が、女子のみ必修という点が問題となったのである。1980年代初頭、文部省は「教育的配慮」として方針を変えようとはしなかったが、その後方針を転換し、1989年の学習指導要領に基づいて、中学校では1993年度から、高校では1994年度から、男女共修の家庭科となった。

「人格」の内容に立ち入った議論や政策も取り組まれた。そのことを象徴的に示したのが、臨時教育審議会(臨教審)の発足であった。臨教審は中曾根康弘内閣直属の審議会として、1984年に設置された。以後、1987年にいたるまで4回の答申を出し、その後の日本の教育に大きな影響を与えた。答申における重要なキーワードの一つが、「個性」であった。

臨教審における「個性」重視は、戦後における画一主義的な教育批判とセットであった。これには産業界の要請が強く反映されていた。オイルショック後、企業は、自ら製品開発を行って販路を開拓する——他方で、出向先でも柔軟に対応する——労働者の能力を新たに求めた。「個性」が、企業で働くうえでの能力や競争原理との関連で、政策的に把握され始めたのである。今までみてきた「人格」の「人」と「格」への分離と関連していえば、政府は新たに「個性」という「格」を重視し始めたといえ

よう。ただし、「個性」をどのようにとらえるかという点では、一貫した政策がとられたわけではなかった。その後臨教審は、学校でのいじめ問題が噴出するなかで、心の問題と教育における家族の役割を重視するようになっていった。

1980年代には、暮らしの場においても、消費社会との関連で「個性」が意識された。高度成長によって大衆消費社会が進展する過程で、1970年代以後はむしろ、消費においてイメージによる差異化が図られるようになった。吉見俊哉は、パルコによる渋谷公園通り再開発を例に、都市空間をセグメント化し、それぞれのセグメントに一定の記号を付与することで街全体が劇場として演出される点を指摘し、そのことを都市のメディア化と呼んだ。「消費者の異なるテイスト(「個性」)に応じて空間を分割し、その雰囲気自体を完結的に演出していく方針がとられた」という。ここでの「個性」は、新たにセグメント化されたイメージを選択するさいの個人の好みを指した。仕切られた構造は、渋谷という一地域だけでなく、他の都市やテーマパーク、テレビ、雑誌、すなわち社会全般に広がり、人びとは絶えず選択を迫られることで、つねに「個性」が意識されるようになった。それは、臨教審答申のなかでの「個性」とも、働くことを通した自己実現との関連での「個性」とも異なる。消費を通して、新たな主体性が喚起されたのである。

雇用の内部化を政策的にサポート

企業が求める「個性」なるものを先にみたが、働く場においてこれは、なにより「質」が保障される働き方という文脈で受け止められた。高度成長期には、とにかく失業さえせず雇用が維持されれば物質的な豊かさにアプローチできたが、ある程度の豊かさが獲得できたいま、仕事の質も重要というわけである。この「質」は、基本的には企業のなかで高めるべきと考えられ、このような考え方をサポートするため、政策の転換が行われた。その代表的なものが、1974年に行われた、失業保険法から雇用保険法への移行である。

従来の失業保険法は、失業が生じた後の保険給付に重点を置くもので、ヨーロッパのような職種別労働市場を想定し、失業給付を活用して労働者の企業横断的な労働移動を促進しようとするものだった。しかし、新たに制定された雇用保険法は、失業が生ずる前の予防措置に主眼を置くものだった。そして、1960年代以降、社内訓練・応援・配転など企業のなかで発達してきた慣行を活かし、雇用を調整する必要がある場合も、解雇を抑え労働者を企業に留めようとするものだった。その重要な政策手段として設けられたのが「雇用保険三事業」であり、なかでも「雇用調整給付金制度」だった。これは、オイルショックで雇用調整を余儀なくされた事業主に、給付金を与えることで解雇を防ごうとするものだった。実際に多くの企業が活用し、以後、「雇用調整助成金制度」に趣旨と名称を変えながら、いまでも雇用の維持に大きな役割を果たしている。

こうして、労働者が企業のなかに留まりながら賃金上昇と昇進をはかる「労働市場の内部化」が、大企業の範囲を超えて日本社会全体に広がった。これには司法の働きも一定程度寄与した。その典型的なものが、解雇権濫用法理の確立と「整理解雇四要件」判例の形成である。

前者は、経営上の事情によらない「普通解雇」において、「それが客観的に合理的な理由を欠き社会通念上相当として是認できない場合には、権利の濫用として無効となる」ということである。通常、解雇に値すると思われる「社会通念」の程度は厳しいゆえ、この法理は解雇の抑制に役立った。対して後

者は、経営上の事情による「整理解雇」を規制する法理である。判例の積み重ねによって、①人員削減の経営上の必要性、②整理解雇を回避する努力義務の履行、③被解雇者選定の合理性、④労使協議など手続の妥当性という四つの要件を満たさなければ、当該解雇は無効となるという法理が確立した。日本の場合、経営が困難になっても解雇は難しいという認識があるが、それはこの法理の影響によるところが大きい。以上でわかるように、企業の内部で形成した慣行を政府がサポートすることで、この時期、「労働市場の内部化」はますます強固になっていった。

しかし、②企業への定着が社会の「標準」になるとともに、この標準に収まらない層の多様な姿もくつきりと現れ、新たな政策が必要になってきた。その典型が女性だった。

この時期、世界的には女性の働く場への進出と社会への参画が進んでいたが、日本は後れをとっており、その分、国際的な圧力も高まった。女性差別撤廃条約に批准した1985年、日本政府は批准に必要な国内法整備の一環として男女雇用機会均等法を制定した。外圧を借りて、やっと男女間の「機会均等」が法的に認められたのである。長い間争われてきた、女性に差別的な定年制度などは、この法によって禁じられた。

しかしながら、同法の「均等」規制は極めて不十分だった。従来女性差別の土台とされてきた「募集・採用・配置・昇進」については努力義務だけが課され、禁止となった「定年・解雇」についても何ら罰則規定はなく、実効性が疑われた。現在にいたるまで男女の雇用機会均等はいばらの道を歩むことになる。

環境権裁判——権利の承認を求めて

男女平等などとは異なる領域において、「人」と「格」のうち、前者（人の尊厳＝権利）を要求する新たな動きも登場した。その一つが「環境権」を求める動きである。1970年に公害対策基本法が改正され、1971年に環境庁が設置されたのは、公害の抑止という暮らしの場の要求を国が積極的に受け止めたという意味で重要であった。しかし、人格承認の視点からみると、公害対策基本法は、公害対策を講じることで国民の健康の保護や生活環境の保全を目的とするものであり、人びとが有する環境権を認めたものではなかった。

これに対して、1970年に東京で開催された「公害問題に関する国際シンポジウム」の「東京宣言」は、「人たるもの誰もが、健康や福祉を侵す原因にわざわいされない環境を享受する権利と、将来の世代へ現在の世代が、のこすべき遺産であるところの自然美を含めた自然資源にあずかる権利」を基本的人権として確立することを謳った。1972年には、北海道の伊達火力発電所建設禁止請求の裁判が始まった。これは、その後各地で提訴された環境権裁判の嚆矢として知られる。この裁判の原告団は、環境権について、以下のように述べる。

憲法13条の「幸福追求権」、同25条の「生存権」等々を、眺めて、溜息をつきました。諸々の権利を設定し、それらを背景に火力公害の凶々しさを叩く。それもある。然し、何か足りない。極論すれば、流れる川には、川の権利がある。山の森林には清い空気の中で、生長する権利がある。／その辺迄、踏みこんで考えぬと、私達の気持ちは、表現しきれないのではないか。漁民農民が生きる権利、市民が、豊かな自然の中で生活する権利、子供をかかえた母親達が、清い空気

の中で毎日を送る権利等々を、有機的に結びつけ、それらを包括し、総合的な主張を行う事は不可能か。／そこで、皆が、乏しい知恵をしばり勉強して得た概念が「環境権」の主張でした。(公害問題研究会編『伊達環境権裁判—中間報告—』(1978年、立教大学共生社会研究センター所蔵))

重要なことは、川や森林、さらにはそこで働き生活する人々の営みそれ自体をありのままに認め、その実感を正当性の論理にして主張した点である。毎日新聞の調査によれば、「環境権裁判」は、1975年11月の段階で近く提訴予定のものも含め38件にのぼった。この時期には、親水権や入浜権も主張された。1970年代は、列島改造ブームによって開発が進みつつも、なお昔ながらの生活環境が色濃く残っている時代であった。環境権裁判が各地で提訴されたのも、この時期、そうした環境が急速な勢いで壊されていったからに外ならなかった。だが、政府は環境権を認めようとはしなかった。伊達環境権裁判も1980年に判決が下り、原告全面敗訴に終わった。

振り返ると、1960年代における三島・沼津・清水2市1町の住民運動は、運動に関わる人びとを「市民」と位置づけ、自治体を通しての運動によって石油化学コンビナート阻止に成功した。一方、1970年代における環境権裁判は、人と自然とのありのままの関係を権利として主張し、挫折したのである。

新たに作られる生活環境

環境権が人権として認められないなかで、「環境」というキーワードを用いた政策が、関係省庁でとられるようになった。このことに積極的だったのが建設省で、従来河川行政の中心としていた治水や利水だけでなく、レジャーなどに河川を利用する「親水」を追求し始めた。1980年代に入ると、「まちづくり」に関する新たな指針として、1981年に「うるおいのあるまちづくりのための基本的考え方」を策定した。「うるおい」という「価値」を意味するキーワードを中心に、「まちづくり」が目指された。その主体は、地域住民と地方公共団体とされたが、青年会議所や婦人会などが貢献することが期待された。1980年代後半には「ふるさとの川整備事業」や「マイタウン・マイリバー整備事業」を実施するなど、建設省は新たな水辺空間の創出のための事業資金散布を進めた。

このように政府は、環境権を認めないまま、「価値ある生活環境」の創出に邁進した。本書の視点からすれば、人びとが要求した権利を承認しないまま、政府は新たな価値(「うるおい」はその象徴的な言葉)を持つ政策を提示し、地方自治体や地域の中間団体がその価値に積極的に呼応することを求めたといえる。すなわち、「人の尊厳」に必要な環境権を認めないまま、まちづくりの担い手として、「格」の評価の向上に、地域住民を誘導したのである。

個々人の私生活上の便利さ、快適さを重んじる生活スタイルとのかかわりにおいても、政府は「環境」に関する数々の政策を進めた。なかでも重要なのが、モータリゼーションに見合った道路整備であった。一般に自動車の普及は、高度成長後半期に始まるといわれる。国内の自動車(乗用車)の保有台数は、1970年878万台であったのが、1980年2366万台、1990年には3492万台に増加した。道路の整備も進み、高速自動車道路の延長距離は、1970年640キロから1980年2580キロ、1990年には4660キロとなり、一般舗装道路の延長距離も1970年15万1000キロ、1980年50万8000キロ、1990年

76万7000キロとなった。1980年代には、内需拡大のための民間活力導入プロジェクトが打ち出され、首都圏では東京湾横断道路や外環道などの建設が開始された。「臨調・行革」路線のもとで、建設省管轄の一般会計の支出は伸び悩んだが、建設省関係の財政投融资、なかでも道路関係機関分は、1980年代後半以後増加傾向が確認できる。

モータリゼーションを通じて、大都市の人びとは便利さを獲得した。大都市以外では、鉄道やバスの廃止や減便が相次ぐなかで、自家用車が生活上必要不可欠な移動手段となる地域が広がった。トラックによる輸送も、日常生活に不可欠な存在となった。しかし、その代償も大きかった。とりわけ、自動車(特にディーゼル車)の排ガスによる大気汚染の悪化により、ぜんそくなどの呼吸器系疾患にかかる人びとが後をたたなかつた。1996年には、ぜんそく患者が、国、東京都、首都高速道路公団、自動車メーカーを相手どって訴訟を起こした(東京大気汚染公害訴訟)。環境という領域に即してみれば、環境権は承認されないまま、健康がむしばまれる問題が引き続き生じたのである。

「生きがい」を創出する政治とその限界

「価値」が政府の政策対象となったことを示す言葉として、「うるおい」とともに、「生きがい」をあげることができる。Web版の国会会議録の詳細検索を用いて、内閣総理大臣の国会での発言のなかの「生きがい」という言葉を検索してみよう。1960年代後半の佐藤栄作内閣の頃から、首相が「生きがい」という言葉に積極的な意味を持たせるようになったことがわかる。佐藤内閣期から1970年代においては、(物質的豊かさではなく)精神的豊かさの追求との関連、あるいは高齢化社会における社会保障の必要性との関連で、「生きがい」という言葉が用いられた。使用例が増加するのは、1980年代である。内閣総理大臣が「生きがい」という言葉を使用した本会議や委員会などの会議数をカウントすると、1970~1979年は47回であったのに対し、1980~1989年は76回にまで増加する。「生きがい」を多く使用した首相の1人が、中曽根康弘であった。たとえば、中曽根は1983年1月24日の衆議院本会議で、以下のように述べる。

私は、政治目標の一つとして「たくましい文化と福祉の国日本」をつくることを掲げました。戦後の経済社会の発展と個人尊重思想の浸透は、一面において、村や国、家庭や企業といった、それまで日本人の心のよりどころとなっていたものの変化する過程でもありました。いま人々は、繁栄の中でもすれば孤立感と不安感を覚えるような状況に陥っております。そうした中で、長い老後への不安、子供のしつけや教育に対する悩みなど物質的豊かさのみでは解決し得ないさまざまな問題が生じております。人々の孤立感と不安感を取り除き、こうした問題を解決していくためには、社会的連帯の中で新しい生きがいと安心とを見出させ、能動的な自己開発の力を導き出すこと、そのための環境づくりが、最も必要であると考えます。政治の光を家庭に当てることも、同じ考えに基づくものであります。

家族の変化を含め社会の変化のなかで人びとが感じるようになった孤立感、不安感を解決する、「新しい生きがいと安心」を論じていたことがわかる。「能動的な自己開発の力」という表現にも、本書の表現にしたがえば、「格」の向上を喚起している点が読み取れる。

しかし、「生きがい」は、建設省の具体的な政策に裏づけられた「うるおい」に比べると、抽象的であった。たとえば1984年8月6日の参議院内閣委員会で、前島英三郎が障害者の完全参加と平等の実現について質問した際、中曽根は「障害児の教育というもの一番の要請は、母親も学校も周りの人も、君でもやれるんだよ、我々の仲間なんだよ、人並みにやろうじゃないか、そういう気持ちだろうと思うんです。それを先生〔前島のこと〕は完全参加と平等という言葉で表現しているのだろうと思います。(中略)人間というものは、みんな生きがいをもち、使命感を持ち、そして自分の全能力を発揮したいと考えて生きておる」と答弁した。しかし、前島は中曽根の答弁を「一般論的になってしまう」と批判して、障害を有した子どもたちが直面している、家から離れた遠くの学校で学ばねばならない問題を対置した。このやりとりからは、「生きがい」が具体的な政策とリンクしていないことが読み取れる。ところが「生きがい」は、その内実は曖昧なまま、その後の政治にまで継承される。

この時期は、核家族を形成する個人が、企業・地域団体に属するモデルを標準として、社会的承認と社会的統合を政策的に図ろうとした時期であった。しかし、この標準から外れる層も出てきていた。強い負荷がかけられてきた家族にも、絶え間ない豊かさの追求と子育て、介護の重圧によって、疲労が溜まりつつあった。政府は、このような現状を認識し、対応しようとして、「新しい生きがいと安心」という価値概念を持ち出し、疲弊し、孤立する人びとを統合しようとしたといえる。

しかし、^③本書の観点からは、「価値」によって国が個人を直接包摂・統合するのは望ましくない。包摂・統合しようとしても、適切な政策手段をみつけるのは難しい。よって、新しい「価値」ではなく、新しい「中間団体」を人びとが自ら作り出すための支援を模索すべきであるが、そちらには政府の目が向かない。この状況は、基本的には現在にまで続くこととなる。

ウー・ジョンクワン むまじりあきのぶ
出典：禹 宗 椀・沼尻晃伸『〈一人前〉と戦後社会——対等を求めて』（岩波新書・2024年）141-157頁（第三章 陶酔と錯覚——1970年代～1990年代、一「日本的」なるものと新たな「価値」の噴出、より）

※原文は縦書き。設問にあたっては、文章の一部を省略、漢数字を算用数字に改め、文中の出典は原則として省略、常用漢字以外にはルビを振るなどの改変を行っている。

- 問1 下線部(1)について、「国による人びとの認定」とはどのようなものであったか、そして、それが「むしろ強化された」理由について、説明しなさい。
- 問2 下線部(2)について、新たな政策が必要となった背景として、それまでの政策には何が欠けていたと考えられるか、説明しなさい。
- 問3 下線部(3)について、著者がこのように述べる理由は何か、あなたの考えを述べなさい。